

▶ **物価2%アップは日銀の責任か！再論**

安倍総理の大活躍で、日本の「景気」が持ち直しつつあります。たいへん嬉しいことです。そのこととは別に、「日銀が物価上昇に責任を持ちます、というのをおかしな論理ではないですか」という主張の再論です。学会でも問題になっていた議論だったというご紹介です。

▶ **衣食足りて礼節を知る??**

少し古い報道ですが、私も応援しているインドで起きた悲惨な女子学生集団暴行事件とロシアの残虐非道行為ををとりあげた人間の本能に関するテーマです。

▶ **東京都は日本で最も安全??**

都道府県別の不慮の死、交通事故死者率と自殺者率を比較しました。東京都はどのくらいの成績だと思われませんか？お読みください。

▶ **薬の通販反対は何のため?**

規制緩和反対は、常に起きます。今月号でもその関連が3件あります。その一つの背景を追ってみました。

▶ **小型スーパーで焼き芋??**

現在、ある大手流通業でコンサルの仕事をさせていただいていることもあり、小売業の業態に関心があります。近所の小型スーパーで「焼き芋を孫のために買うお話」から小売業の業態についてのご紹介をしています。

▶ **TPP交渉の見どころは?**

長い間もめた末に、漸く交渉参加が決まりました。今後の交渉、国内対策がどうなるでしょうか。気になる、あるいは楽しみな点を整理してみました。

▶ **ふるさとを守れ活動のすすめ!!**

TPP関連で私が気になるテーマの一つが、農業ではなく農村の保護です。この必要性和対策の私案をご紹介します。何とか実現したいものです。

▶ **背番号制度には誰が反対するのか**

こちらもいよいよ動き出します。これは安倍政権の手柄ではなく、民主党政権時代の積み残しテーマです。1980年代から「保守的な日本で」延々ともめ続けてきた歴史を振り返り、誰が何のために反対するのか?を分析してみました。

▶ **選挙制度の抜本改革は可能か???**

こちらもいよいよ動き出したというテーマです。選挙制度の微調整である「0増5減」は実現しそうですが、野党の主張する抜本改革はありうるのでしょうか。選挙制度がどうなるかにその党の浮沈がかりますから、「お国のため」の大同団結はありえません。なぜ今の選挙制度への変革が実現したかのマル秘エピソードをご紹介します。

▶ **教科書検定のことを少し考えてみませんか?**

今月の締めくくりは、やはり「日本の将来を考える」テーマです。時間切れで若干突っ込み不足です。機会がありましたら再論いたします。

【このテーマの目的・ねらい】

目的

- 前稿「物価上昇率2%は日銀の責任なのか?」
- の趣旨の再確認をさせていただきます。
- このテーマについてもう少し敷衍させていただきます。

ねらい

- あらためてこのテーマについてかんがえていただく。

前稿で私が申しあげたのは、以下の点です。

1. アベノミクスの積極政策は高く評価する。
2. 金融緩和も必要である。
3. ですが、物価上昇率目標達成を日銀の責任とするのは筋違いである。
4. なぜなら、物価は需要を供給のバランスで決まるのだから金融政策は間接的な機能しか果たしえない。

ところが不勉強でしたが、その後4月7日の日経新聞での「検証」という解説記事を読みましたら、以下のことが分かりました。

金融の量的緩和は、物価上昇(脱デフレ)に有効かどうかは1990年代後半から15年に亘って学者の間で議論されてきたテーマである。

有効だと主張する側には

岩田規久男現日銀副総裁(当時上智大学等の教授)
 エール大学の浜田宏一名誉教授
 ポールクルーグマンMIT教授

これに反論して、金融政策の限界を唱えた人や物価は需要と供給のバランスで決まると主張した人は、
 吉川洋東大教授
 小宮隆太郎東大名誉教授
 翁邦雄(当時日銀、京大教授)

日銀がいくら民間銀行に資金を供給しても不況で借りる企業がないので世の中にお金は流れないという主張でした。

この議論は未だに続いていて決着はついていないのだそうです。

量的緩和の効果については、複数の実証研究が行われましたが、分析機関やデータの解釈によって、「効く」「効かない」と正反対の議論が出ているそうです。

おそらく効果がまったくないということはないでしょう。どの程度効くのかの議論であって、それを学者さんたちが、自分に都合のよい土俵を作って争っていると思えません。

私の主張は、物価上昇は他の要因(实体经济の需給関係など)によって影響されますので、日銀が責任を持ちます、と啖呵を切れる問題ではないでしょう、ということです。

くどいですが、金融緩和政策の効果を否定するものではありません。

【このテーマの目的・ねらい】

目的

- あらためて性欲と食欲について考えていただく。
- ソ連の悪行を記憶に留めていただく。

ねらい

- 礼節を広めましょう。
- 「目覚めよ日本」を読んでいただく。

先日の当ブログ

「いよいよ渡辺洋一さんの「目覚めよ日本」が出ました！！」

でご紹介しました当書の中に、前大戦におけるソ連兵の残虐非道な婦女暴行の悪行の数々が載っていました。

日本の北方領土に住んでいた婦女も大きな被害を受けましたが、ドイツでは 1,000 万人の女性が犠牲になったというのです。

この悪行はスターリンの指示だったというのですから、なお、戦慄状態です。

少し前になりますが、インドで 23 歳の女子医学生が通学で乗っていたバスの中で男 6 人に集団暴行された上に殺されたという報道がありました（日経新聞 2 月 10 日）。

インドでの 2011 年の性的暴行事件の発生件数は 23,582 件もあるのだそうです。

生物学者によれば、動物本能としては、「種族の維持は個体の維持に勝る」と、集団の存続を支える性欲の方が、個体の生存を支える食欲より強いというのです。

自分は生きるか死ぬかという状況でも、性欲は強いということなのです。

食の前に性（生）があるのです。

食が満たされて、初めて人間らしい礼節を考えるようになるというのが、中国の古書管子に由来する「衣食足りて礼節を知る」の教えです。

（元の管子では、「倉廩実つれば則ち礼節を知り、衣食足れば則ち榮辱を知る」だったそうですから礼節の前提としては食だけのことを言っていたようです）

インドも中国の代わりをいろいろな面から期待されていますが現状はまだまだですね

【このテーマの目的・ねらい】

目的

- 交通事故死者の都道府県別の状況を知っていただく。
- 自殺者の状況を知っていただく。
- 何故都会の交通事故死者が少ないかを考えていただく。

ねらい

- 日本の安全について考えていただく。
- 東京オリンピックの招致に参画していただく。

私の土曜日のジョギングコースに交番があります。皆様もご覧になるでしょうが、



昨日の交通事故（管内）
死者〇人
負傷者〇人

と出ています。ときどき死者 0 人という時があります。

そこで聞いてみました。「管内ってどこですか？荏原警察署管内ですか？」すると「警視庁管内です。荏原でそんなにあつたら大変です」という答えが返ってきました。

「そうか、警視庁管内にしては案外少ないな」と思いました。

「分かりやすくするために、警視庁管内と書いたらどうですか？」と聞くと「勝手に書くわけにはいきません」という答えでした。たしかに、公的な財物に手を加えたりしてはいけないのでしょう。

それ以上の教唆は諦めることにしました。

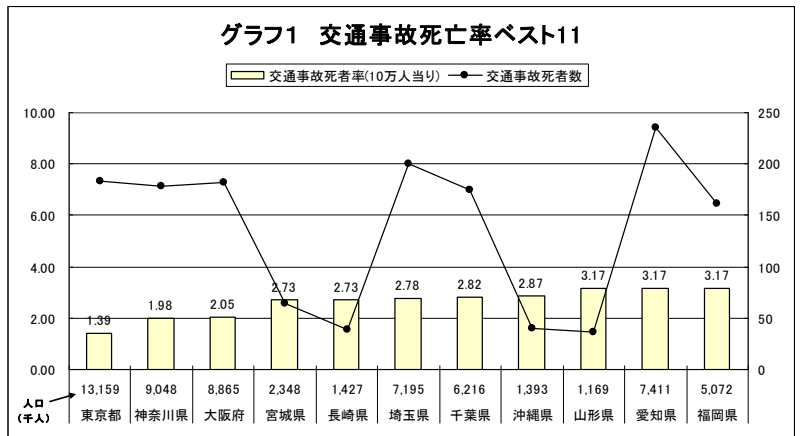
そこで調べてみることにしました。「警視庁管内は案外優秀な成績なのではないか？」

数学が好きで大学時代に少しは社会統計を勉強していた私の血が騒いだのです。

都道府県別の人口と都道府県別の交通事故死者を対比させてみました。

グラフ1は人口比で交通事故死者の少ないベスト10です。
 この表の比率は、10万人当りの人数です。
 何と東京都は第1位でした。
 警視庁は頑張っているのです。

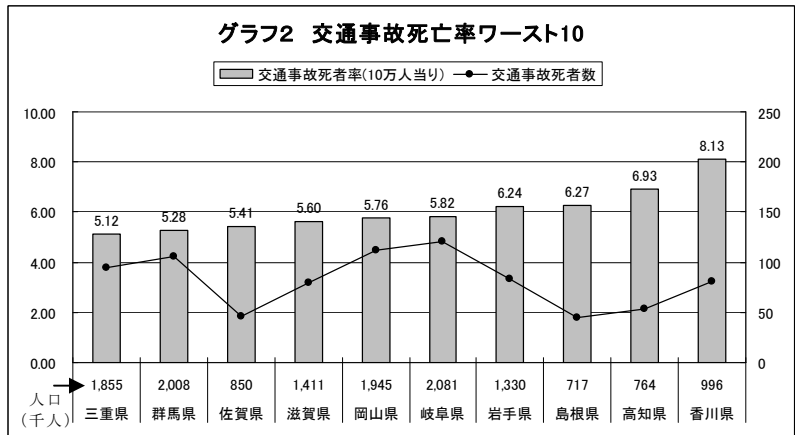
ベスト10にはなぜか大都会が並んでいます。
 都会の方が車が多いので事故也多そうなのに、
 です。
 例外は宮城、長崎、沖縄、山形です。



逆に、交通事故死亡率ワースト10がグラフ2です。
 なぜか香川県がダントツです。1位とラストの交通事故死者比率の格差は5.9倍もあります。

島根県を初め田舎県が並んでいます。
 どこへ行くにも車が必要で、車を飛ばしての事故が多いのでしょうかね。

因みに、2012年の交通事故死者総数は4,411人で、昭和26年並みの低水準なのだそうです。
 各県の警察の地道な努力が実を結んできたのでしょう。
 関係者の皆様に感謝いたします。

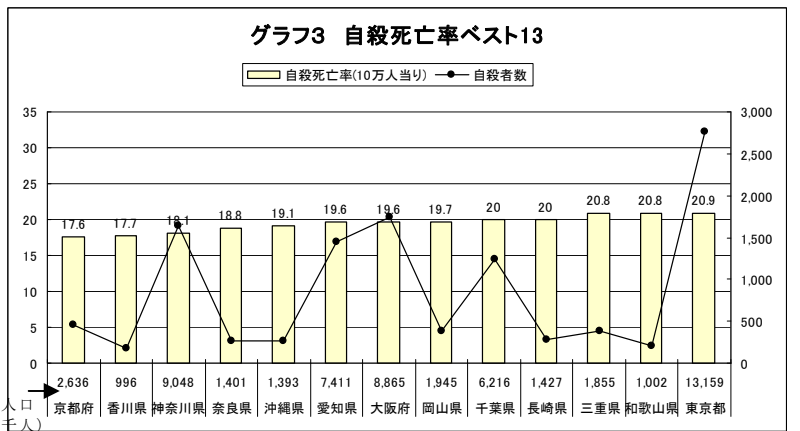


こうしてみると、不慮の死の双璧である自殺はどうかと気になりました。

自殺は2012年の総数は、27,858人で交通事故死の6倍強です。

自殺者数は、1998年から3万人以上だったのが、14年ぶりに3万人を切ったのです。
 不況で、何も良いことがなさそうなのに、不思議です。

自殺者の人口比（こちらも10万人当りです）が少ないベスト10がグラフ3です。



最優秀は京都府です。神奈川、大阪、愛知、千葉、と都会県が多く入っています。
 東京都も20.9で13位です。都会は孤独という印象が強いのですが、ね。

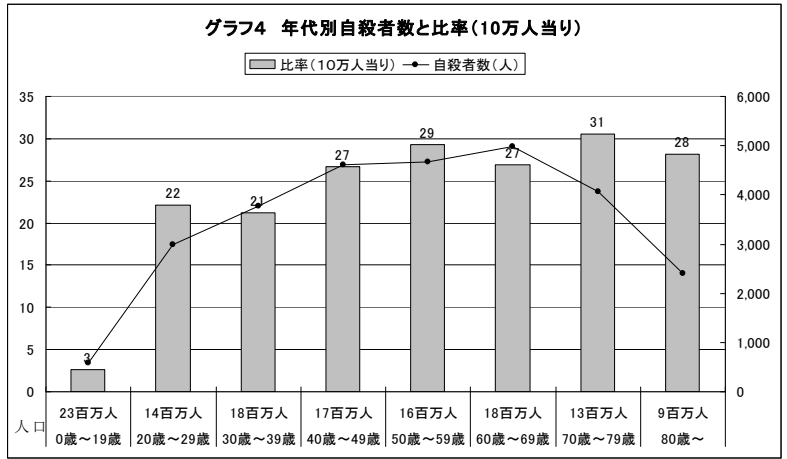
- 自殺の原因は以下のようになっています。
- 健康問題…………… 49%
 - 経済・生活問題…………… 18%
 - 家庭問題…………… 14%
 - 勤務問題…………… 9%

都会の方が生活問題は厳しいはずですが。

年代別ではどうなっていると思われますか？

以下のグラフ4のように、60歳台が最も多いのですが、年齢構成も最大ですから、比率では40歳代以降は各年代で大きな差はありません。40歳からは厳しい人生を送っているということですね。

男女比では、2012年時点で、男性が69%、女性が31%で、男性の方が弱いのです。



自殺率ワースト10は、グラフ5です。なぜか、山梨が嬉しくないダントツです。田舎県ばかりが並んでいます。なぜなのでしょう？

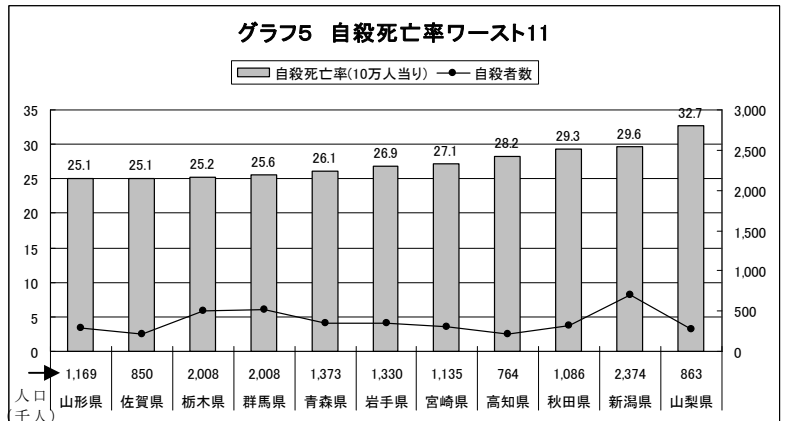
自殺率の1位と最下位の比率は1.9倍しかありません。

次に、両方とも好成績なのは東京都、神奈川県、千葉県、愛知県、大阪府、長崎県、沖縄県、

成績が良くないのは岩手県、群馬県、高知県、佐賀県です。

何故なのでしょう？？？
どなたか、解析してみてくださいませんか？

大ざっぱに言えるのは、地域間格差があり、地方は恵まれていない、ということでしょう。



ところで、このテーマの発端の東京都です。東京都は、日本で一番安全なところ、ということが分かりました。

東京オリンピックの招致を自信を持って進めましょう！！

343 薬の通販反対は何のため？

No.56 2013年5月

【このテーマの目的・ねらい】

目的

- 規制緩和反対の目的の事例研究をしていただく。

ねらい

- 規制緩和賛成派になっていただく。

規制緩和の流れの中で、規制緩和に反対する勢力が必ずあります。

医薬品のネット販売についても規制緩和反対派がいるのです。

最高裁が

今年1月に第1類（副作用のリスク高い）、第2類（副作用のリスク中程度）医薬品のネット販売を一律規制する2009年の厚労省令が違法であるとの判断を下しました。

そうしたら、その省令が改訂される前に、イオンが第2類医薬品の販売を開始しました。

「早い」ですね。

イオングループの急成長・事業展開の早さには、目を見はるばかりです。この秘密は、韓国企業並みの意思決定の早さだと思います。

ビックカメラは

現在も第3類（副作用リスクが低い）を販売していますが、年内にも第2類の販売を始める意向のようです。

因みに、各類の医薬品の例は次のとおりです。

- | | |
|-----|------------|
| 第1類 | 一部の鎮痛剤、育毛剤 |
| 第2類 | 風邪薬、解熱剤 |
| 第3類 | ビタミン剤、整腸剤 |

そして、薬剤師等による副作用等の情報提供の必要性は

- | | |
|-----|------|
| 第1類 | 義務 |
| 第2類 | 努力義務 |
| 第3類 | 不要 |

となっています。

そこで、スーパーやコンビニ業界等では、高齢化社会になって衣食よりも売上が期待できる医薬に手を出し始めています。

ですが、この規制があるため、薬剤師を採用したり、社員に薬剤師の資格をとらせるなどしているのです。

消費者の安全が保証されないという理由で、ネットスーパーの取扱い拡大に反対しているのは誰でしょうか？

それは、日本チェーンドラッグストア協会なのです。自分たちのビジネス領域に他業界が参入してくるのを阻止するためです。

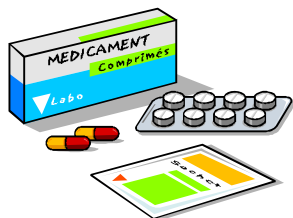
そのためドラッグストアは、ネット販売に乗り出すことができません。

この場合のネット販売拡大に反対する理由は「医薬品利用者の安全のため」であって、決して「自分達のため」とは言いません。

業界と保護官庁がグルになって病人ではなく「自分達」を守っているのです。

この論理を振り回すのが医者の世界です。彼らはこの論理で族議員を動かし、自分達の権益を守ってきたのです。

今回の規制緩和反対は皮肉なことに、自分達の既得権益を守ろうとしたことが、自分達の首を締めることになっているのです。



【このテーマの目的・ねらい】

目的

- 小売業の業態について少し研究していただく。
- 小売業の新しい業態に関心を持っていただく。

ねらい

- 近所で小型スーパーを探して行ってみたいいただく。

わが社の近く小伝馬町に「マルエツプチ」という小型の食品スーパーがあります。

50坪くらいありそうな店内は、若干大きめのコンビニに生鮮野菜や果物を少し置いているという感じのお店です。

店内はあまり面白くないのですが、外側がなぜかゆったりしたスペースがあってベンチや椅子などがおいてあります。

その前になんと焼き芋を電気焼く機械、大きめの食器乾燥機という感じです。

近所がとても良いにおいがします。

私はそれにつられて立ち寄って、孫娘のために焼き芋を買いました。

我が家族の女性3代は皆焼き芋が好きなのです。

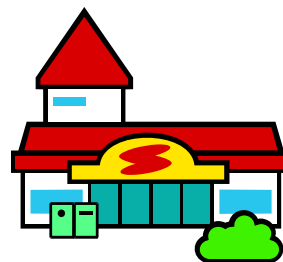
孫は大きな芋を半分くらい食べる時もあれば、一かじりで終りの時もあります。気まぐれです。

焼き芋のついでに、缶詰風プラスチック入りのパインやみかんなども買います。

これも気まぐれの対象になってしまいます。

このコンビニと食品スーパーの中間業態はミニスーパーとか小型スーパーとかいうようですが、明確な定義はないようです。

経済産業省の商業統計では、業態の区分を表1のように行っていますが、個々には、小型スーパーやミニスーパーの業態は登場していません。



業務分類表

区分	セルフ方式 (注1)	取扱商品(注2)	売場面積
1 百貨店			
1 大型百貨店	×		3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)
2 その他の百貨店			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)
2 総合スーパー			
1 大型総合スーパー	○		3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)
2 中型総合スーパー			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)
3 専門スーパー			
1 衣料品スーパー	○	衣が70%以上	250㎡以上
2 食料品スーパー		食が70%以上	
3 住関連スーパー		住が70%以上	
うちホームセンター		住関連スーパーのうち5991+5992+6022が0%を超え70%未満	
4 コンビニエンスストア	○	飲食料品を扱っていること	30㎡以上250㎡未満
うち終日営業店			
5 ドラッグストア	○	産業分類「601」に格付けされた事業所であって6011を扱っていること	
6 その他スーパー	○		
うち各種商品取扱店(注3)			
7 専門店			
1 衣料品専門店	×	561, 562, 563, 564, 5691, 5692, 5699のいずれかが90%以上	
2 食料品専門店		572, 573, 574, 575, 576, 577, 5792, 5793, 5794, 5795, 5796, 5797, 5799のいずれかが90%以上	
3 住関連専門店		5811, 5812, 5813, 5814, 582, 591, 592, 599, 601, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 6091, 6092, 6093, 6094, 6095, 6096, 6097, 6099のいずれかが90%以上	
8 中心店			
1 衣料品中心店	×	衣が50%以上	
2 食料品中心店		食が50%以上	
3 住関連中心店		住が50%以上	
9 その他の小売店	×		
うち各種商品取扱店(注3)			

この統計で、新業態が登場したのは、2002年に「ホームセンター」と「ドラッグストア」が最後です。

統計側は、ビジネスの変化に即応はできません。

ビジネス側では、商業分類を意識して業態を考えるのではなく、消費書のニーズがどこにあるかでいけそうなお店を出すのです。

統計が追い付かなくて当然です。

昔はこういうことはなかったでしょうね。

参考までに、小売りの各種業態の売上実績を示します。

経済産業省の商業統計表のデータなのですが、なぜかいくら探しても最新が2007年版でした。

2007年年間 小売業の業態別売上	単位10億円	構成比
総合計	134,705	100%
・百貨店	7,709	5.7%
(これだけしかないんですね)		
・大型総合スーパー	6,947	5.2%
(こちらは大したことないですね)		
・小型総合スーパー	499	0.4%
・衣料品専門スーパー	1,681	1.2%
(ユニクロなどでしょう)		
・食料品スーパー	17,106	12.7%
(ここが大きいんですね)		
・住関連スーパー	5,009	3.7%
(内ホームセンター	3,046	2.2%)
・コンビニエンスストア	7,007	5.1%
(それほどでもないですね)		
・ドラッグストア	3,013	2.2%
・その他のスーパー	5,949	4.4%
・専門店	53,829	39.9%
・中心店	25,702	19.0%
・その他の小売店	154	0.1%

注：それぞれ衣料品、食料品、住関連の区分がされていてその取扱比率が90%以上が専門店、50%以上を中心店という。

小型スーパーはイオンが先駆者で、2006年3月に「マイバスケット」1号店を横浜市に出店しています。

それから7年弱ですすでに首都圏中心に300店あるのです。小伝馬町近くにも2店あります。

マルエツプチは2009年からで、現在54店が都心部にあるそうです。

店舗面積の標準モデルは、

- ・ 小型スーパー 150㎡～200㎡程度
- ・ コンビニ 130㎡程度

ですから、コンビニより少し大きめでその分で生鮮物を揃えているのです。

(注1)	「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。
(注2)	「取扱商品」の3桁及び4桁の番号は、日本標準産業分類の分類番号に準拠している。また「衣」「食」「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(56)、食(57)、住(58～60)に分類して集計したものをいう。
(注3)	「各種商品取扱店」とは「559 その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストアの定義に該当しない事業所であって「6 その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所「9 その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。

コンビニとのすみ分けは、こういうことのように。

コンビニが通りすがりに利用するまさに便利な店、その代わり安くはない。

小型スーパーは目的を持って来店し「安い」食品を買っていただくので、必ずしも便利な表通りになくてもよい。

食品スーパーは、我が家の近くにその典型的なお店であるオオゼキがあります。商業統計でも250㎡以上とありますように、それなりの広さがあります。

食品の専門業態ですから生鮮品の品ぞろえ・鮮度・品質が主婦たちに評価されています。

したがって、小型スーパーは、近場でそこそこのものがある、ということが売りでしょう。

コンビニは、飽和状態ではないかと言われながら、13年度に大手5社で4,000店新設を計画していると言います。

コンビニの2012年末の店舗数は47,801店ですから、年間1割以上の増加率です。凄いですね。取扱領域もドンドン増やして行っています。

このあたりの戦争はどうなっていくのでしょうか。

345 TPP交渉の見どころは？

No.56 2013年5月

【このテーマの目的・ねらい】

目的

- TPP問題の再整理をしていただく。
- TPPの交渉に関心を持っていただく。

ねらい

- TPPの交渉を自分ごととしてフォローしていただく。
- 別項「ふるさとを守れ活動のすすめ」を読んでいただく。
- その実現に力を出していただく。

4月20日にTPP交渉中の11カ国が正式に日本の交渉参加を認めました。

この間、ずい分もめました。

少しこの間の経緯を振り返り今後の課題を整理してみましょう。

まず、TPPの大原則はこういうことです。

TPP環太平洋戦略的経済連携協定は、2006年5月28日にシンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの4カ国で発効した経済連携協定です。

ご承知のように、単なる貿易の自由化協定ではありません。以下、Wikipediaからのご紹介です。

2006年1月1日に加盟国間のすべての関税の90%を撤廃し、2015年までに全ての貿易の関税を削減しゼロにする

ことが約束されており、製品の貿易、原産地規則、貿易救済措置、衛生植物検疫措置、貿易の技術的障害、サービス貿易、知的財産、政府調達（国や自治体による公共事業や物品・サービスの購入など）、競争政策を含む、自由貿易協定のすべての主要な項目をカバーする包括的な協定です。

当初の目的の一つは、「小国同士の戦略的提携によってマーケットにおけるプレゼンスを上げること」でした。

今回日本の交渉参加を認めたのは、当初参加4国の他、交渉参加中の以下の国です。

アメリカ、オーストラリア、ベトナム、ペルー、マレーシア、カナダ、メキシコ（この2国は2012年11月から交渉参加）

ご承知のように、日本はTPPへの交渉参加の是非で揉めていましたが、管総理の参加意思表明を経て安倍内閣になってTPPへの参加ではなく、「交渉への参加」が固まり、米国との事前協議を始めました。

米国はまだ参加国でもなく、日本に注文を付ける権限はないのですが今後の交渉での作戦を打ち合わせたという位置づけです。

米国は、自動車特にトラック類の保護をしたい以外は原則自由を望んでいます。

日本は、農業の保護を望んでいます。

御互いにそれを認めようという作戦で合意したのです。

ところが、NZ、豪州、カナダがこの日米の事前協議に異議を唱えました。

当然でしょうね。

自由にしましようという協定で特定の2国が談合するのはけしからん、ということです。

しかし、どういう交渉が行われたか分かりませんが、（おそらくアメリカが手を回したのでしょう）日本の7月会合からの交渉参加が認められたのです。

日本国内でのTPP参加反対意見はご承知のように農業保護の観点からです。

日本の農業はこれまで高関税で守り、（なんとコメは778%&の関税率です）長い間の減反政策を以ってしても、需給がバランスしない供給過剰状態なのです。

以下、江田憲司さんの2011年10月27日のブログからの引用です。

日本の農業は、手厚い保護政策の下で発展してきたか？結論は真逆である。

ウルグアイラウンド交渉の結果、6兆円の予算をばら撒いても、

778%の高関税をコメにかけても、

日本の農業は衰退の一途をたどってきた。

この50年間で岩手県分の耕作地が失われ、埼玉県分の耕作放棄地が出現したことに象徴される。そして今や、農業生産額はGDPの1.5%、就業者人口は

3%だ。そのうち、65歳以上が6割以上を占め、35歳未満はたったの3%にすぎない。

このまま、TPP反対派のいう保護政策を採り続けていたら、確実に10年後、日本の農業は消えてなくなるだろう。

「TPPで農業は壊滅する」のではなく
「このまま放っておけば農業は壊滅する」のである。

それだけの規模しかない産業をなぜ保護するのでしょうか。
本当に保護が必要なら生活保護制度を利用した方が良いのではないのでしょうか。

そうではない、という根拠が食糧安保です。
現在の食糧自給率は40%とされています。
(もっと低いという説もあるようです)

食料自給率を高めておかないと将来の地球規模での食糧不足時代に日本が生きていけなくなる、というものです。

そのためなら、食料の促成栽培法、工場生産法等
食料を確保するための研究開発の助成に予算を投入した方が安上がりでしょう、と思います。

私は、日本の農業の保護にはもっと大きな意義があると思います。

それは、農業ではなく農村の維持です。農村は人々の生活の場です。多くの人にとっての故郷(ふるさと)です。

故郷が無くなるのはたいへんなことです。
一族の心の支えが無くなるのです。

今でも、先ほどの江田さんのレポートにあるように、65歳以上が6割です。
何年かすると、その家はあるじがいなくなります。

その孫子達は帰るふるさとが無くなるのです。
これこそ何とかしなければならぬ
大問題ではないのでしょうか!!

この対策の試案は、別項「ふるさとを守れ活動のすすめ」
をご参照ください。

本題に戻り、これからのTPP交渉、どうなるのでしょうか。日米の保護方針は通るのでしょうか。

大国のエゴを通してはいけないうでしょう。
もともとの基本精神である「小国同士の戦略的提携によってマーケットにおけるプレゼンスを上げること」にも反することになります。

各国がどのような主張をして行くのか見ものです。

日本は、農業保護の方針を全面的には認めてもらえない時に、どういう案を国内に対して示すのでしょうか。

アメリカの絶大な金融や情報処理の世界の力を各国は「自由に」認めるのでしょうか。

これから数か月、見ものとしてはこんな興味深いネタは

ないでしょうね。

是非、この機会をバネに日本の将来の発展につながる政策を実現していただきたいと思います。

346 ふるさとを守れ活動のすすめ!!

No.56 2013年5月

【このテーマの目的・ねらい】

目的

- 農業を生業にしている地域のふるさとをなくさない案について考えていただきます。

ねらい

- この案の実現に力を貸していただきます。
- ふるさとの維持が進むようになる。

故郷(ふるさと)はいいものです。

都会に出てきている人が年に1度か2度、ふるさとに帰って一族の交流を行うことができます。

帰るふるさとが無くなることはたいへん寂しいものです。
一族が集まる機会もなくなってしまいます。
せいぜい誰かのお葬式ということになります。

今、故郷の生業だった農業が衰退して存亡の危機状態です。

主(あるじ)も高齢化して、その世代が亡くなるとその「家」は終わり、その一族は帰るふるさとなさくなるということになってしまいます。

農業が衰退すること自体は、経済的な問題ですが、故郷が無くなることはお金に換えられない日本人の心の支えをなくす大きな問題です。

そこで、日本人にとって非常に大事なふるさとを維持できる方策を考えようではありませんか。

次のような一石二鳥のアイデアはどうでしょうか。
目的はふるさとの維持と結婚の推進です。

独身の男女を募集します。

男女3人ずつ6人のチームをいくつも作ります。

そのチームを、村おこし・町おこしを希望する村や町に派遣します。

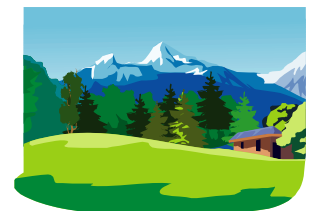
そのチームを村や町で住む人のいなくなった古民家に宿泊させます。

当初資金は最低の分しか渡しませんので、自分達で工夫して生活できる状態を作り上げる必要があります。

その後の生活費補助も最低限度とし、自ら工夫しないと生きていけないようにします。

そのチームは、「ふるさと救援隊」と名付け、1年間の期限付きで、その村や町で働き手が必要な仕事を作り出すことが基本使命です。

チームは、男女2人ずつの組で地元の家を回り、何が
必要か、どんなサービスが



あればお金を出すかのニーズ調査をします。

そのニーズ調査の中から実現可能な事業・仕事を立案します。その過程では、プロが支援します。

そのような事業が創造できれば、地元出身者がUターンして地元に住むことができ、一族の里帰り先が確保できるということになるのです。

この検討の6人の共同生活の過程で、カップルができたなら、その家の居住権を渡します。

2組め、3組めもカップルができたなら、自分達で住むところを探させ、それなりの補助をします。

そうすると、運悪くしかるべき事業・仕事が作れなくても少なくとも何組かの夫婦がその地に住むことになるのです。

この案は、政府・安倍総理に提案します。

【以下詳細条件】

新規事業を考えるには、無手勝流ではいけませんので、初めに1ヶ月間の研修を行います。

事業開発のプロセスはどうすればよいか、ヒアリングはどう行するか、などのほか、多数の成功例をビデオで見てもらいます。

男女3組がよいのは経験則です。

2組だと1組ができた時に、残り2人が気まずい・居心地悪い思いになります。

その点、残り4人だとまだまだ切磋琢磨が可能です。

人員募集の際は、50歳（仮）以下の独身者という条件しか付けませんが、失業者・求職者を優先します。

1年間の給与は、失業手当程度しか支給しません。あとは自給自足をしてもらおう、という考えです。

そういう中から地に足のついた本当に地元に必要なアイデアが出てくるのではないのでしょうか。

そのため、失業保険費を払う代わりに考えれば、教育訓練費を除くとそれほど経費はかかりません。

独身者たちは、仮に結婚することができなくても、失業状態で無為に過ごすことに比べて、非常に前向きな人生体験をすることができるのです。

と、こんなことを書いていましたら、4月21日の夜のフジテレビで限界集落の活性化に挑む2世タレントの話が放送されていました。

限界集落というのは、65歳以上の人の比率が半分以上の集落のことを言うそうです。

その村ではほとんど人が歩いていませんでした。

彼は空き家に住んで、これから活性化に取り組むのです。人間は、似たようなことを考えるのですね。

347 背番号制度には誰が反対するのか

No.56 2013年5月

【このテーマの目的・ねらい】

目的

- 国民背番号制度の歴史を振り返る。
- 誰が何のために反対してきたかを確認する。
- 今回のマイナンバー制度の特徴と問題点を理解する。

ねらい

- 一般的に「反対派」の利害関係を考えるようにしていただく。

マイナンバーという名称は今回付けられたものですが、客観的な名称は国民総背番号制度です。

国民総背番号制度は、何度も名称を変えながらその都度お蔵入りになっています。国民総背番号制度という名称はイメージがよくないので、今はあまり使われません。

「批判分子」朝日新聞の4月4日号にはマイナンバー制度を紹介する記事にこういう見出しを使っていました。

共通番号消えぬ不安
利便性向上の反面、不正利用も

とネガティブで「不安を煽る」姿勢です。

蛇足ですが、第2次大戦中の朝日新聞は戦争強力で戦争参加を煽っていたそうです。

【グリーンカードに対する反対】

初めはグリーンカードと言いました。1980年代初頭のこの時は、税務当局主導でした。きっかけは、こうです。

国民1人400万円までの預貯金の利子に対しては無税という「丸優」制度がありました。

ところが、偽名を使ったり、1人で複数口座を設けてもチェックできず高所得者優遇だという批判がありました。この批判に応えるためと増税目的で立案された制度です。

この制度が公表されると、大量の預貯金が海外に流れました。そのため、郵政省（貯金）、金融業界が猛反対をしましたので、政府はこの法案の成立を諦めました。

実際に、大量の資金が流出したということは、現実不正利用が大規模にあり、「正常化」を恐れた層の反対で制度がつぶれたというまったく不当なことだったのです。

【住基ネットに対する反対】

こちらの反対はもう少し複雑です。

次に2000年台に登場した背番号制度は、住民基本台帳ネットワーク（略称：住基ネット）です。

国民全体の番号制度を諦めて、地方起点の行政事務の効率化・住民サービスの向上をねらいにした番号制度です。

その名のとおり、市区町村の住民基本台帳に記録されている者に11けたの住民票コードが振られ、この番号が記載された「住民基本台帳カード」が発行されます。

この番号は住民票コードと呼ばれますが、この番号に付随して以下の情報が登録されます。
氏名、生年月日、性別、住所、
とその変更履歴（変更年月日、変更理由）

これを使って、以下のサービス等が可能となっています。

- ・ 全国どこでも住民票の取得
- ・ パスポート申請・年金の請求・各種検定試験の申し込みに住民票添付の不要化
- ・ 年1回の年金の「年金受給者現況届」の不要化
- ・ 国民年金・厚生年金の照合作業への利用

これらの個人情報の利用を正当化する法律である「住民基本台帳法」は2003年6月に成立しています。

しかし、この有効と考えられる制度に対しても、個人のプライバシーの侵害であるとか、不当な経費支出であるとかの訴えが数多く出されました。

この住民基本台帳システムの運営主体は、市区町村であるため、このシステムに参加しないと表明する市区町村も出ました。その不参加を不当とする訴えも出ました。

泥仕合の様相を呈したこの争いは、2008年3月6日の最高裁判決で決着しました。
非常に常識的・合理的判決であると思われます。

個人の情報は公権力に対してもみだりに第三者に開示または公表されない自由を有する（憲法13条の規定）。

しかし、住基ネットで使用される情報（前掲）は、秘匿性の高い情報とはいえない。

その利用は法令等の根拠に基づき住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的のために限定されている（民間での利用は許されていない）。

さらに、容易に第三者がこのシステムに侵入して情報を取得できるようにはなっていない。

つまり、利用目的と個人の情報公開のリスクを考えた時に住基ネットは正当化できる、というものです。

どう見てもそうとしか考えられないのに、誰が反対したのでしょうか。

一つは、（地方の）政治家です。
国民側にこのシステムに対する不安があることを見て、このシステムに反対ということで住民からの支持（投票）を得ようということです。

弁護士達の場合は、名を売ろうということでしょう。これも動機が分かります。

ですが、それ以外に市民の集団が訴訟を起こしています。その人たちは、何を目的にこの訴訟とかを起こしているのでしょうか。

正義感だけで行動する人がそんなに多数いるとは思えません。
反対だと思ったとしても、特別の利害関係がなければ訴訟とかの行動には至らないはずですよ。謎です。

【マイナンバー制度】

そういう経緯を経てきた国民総背番号制度です。

今回のマイナンバー制度はどうなっているのでしょうか。

3月1日に安倍内閣は「社会保障・税番号制度に関する法案（マイナンバー法案）を国会に提出しました。
4月中にも成立の見通しで、政府は16年1月からの利用開始を目指しています。

今回の制度は、住基ネットをベースにしていますが、以下の点が異なります。

日本全国一元化された番号制度
（住基ネットは地方単位の運営）
利用目的は、社会保障、税務、災害対策
（住基ネットは狭い範囲の行政事務に限定、税務は対象外）
ネットワークを通じて行政機関が連携する
（他の行政機関との連携は制限されていた）
将来的に他の目的への展開、民間での利用も視野に入れている

住基ネットに比較するとかなりの拡大・前進です。
住基ネットでの最高裁判決も踏まえ、政府側も自信を持って取り組んでいるのでしょうか。

今度は反対派もいないことでしょう。
「情報保護は完全か」などと「知識人」やそのお先棒かつぎが騒ぐ程度だと思われます。

最近のサイバーテロの動きなどをみても、機密保護の完全ということはありません。
そのリスクは覚悟をして臨まなければならないでしょう。

機密保護に完全を期すると、そのためのコストは幾何級数的に上がっていきます。
コストと情報漏えいのリスクのバランスで現実解を判断しなければなりません。

今回の仕組みでも2000億円～3000億円の経費が必要と言われています。情報サービス業界には特需ですが青天井の対策費投入は正当化されるものではありません。

リスクを煽る人はその背景に情報サービス業界がいるのか、と疑われます。

現実解で運営すれば、必ずある程度問題は起きるので、問題が起きた時に一方的に騒ぎ立てるマスコミ報道は止めてもらいたいと思います。

【このテーマの目的・ねらい】

目的

- 0増5減問題を考えていただく。
- 現在の選挙制度成立の背景を知っていただく。
- 選挙制度の抜本改革はありうるのか考えていただく。

ねらい

- 今の選挙制度は変えられないという前提で行動しましょう。

最高裁が前回衆議院選挙の無効判決を下しました。

昨年12月の衆議院選挙について大阪高裁、東京高裁はそれぞれ違憲判決を下し、広島高裁は広島1区、2区の選挙を無効とし、同岡山支部は岡山2区の選挙を無効としました。

これらを含めて全国で「選挙無効」が2件、「憲法違反」は14件に上ります。

いくら違憲という判断が出されても、自分達の利害がからみますから、手を付けられず先送りしてきたのです。

でも今回は違憲だけでなく、選挙の無効まで踏み込んでいます。

格差の是正対応の期限を半年後と設定した判決もありましたからこのまま7月まで行くと、何人かは衆議院議員の資格を失うこととなります。

そこでようやくしぶしぶ「一票の格差是正」に取り組むことになりました。

しかし、ご承知のようにもめているのです。

少し、現在の衆議院の選挙制度について確認をしておきましょう。

「小選挙区比例代表並立制」と言われる現在の衆議院の選挙区制度は、中選挙区と小選挙区の併用制度です。

小選挙区は、1区から1人しか選出されませんから、その選挙区で最大得票を得た者が当選し、その他の候補者に投票した国民の意思はムダ玉となります。ムダ玉を「死票」というようですが53%もありました。

今回選挙の小選挙区では、自民党は、得票率では43%しかなかったのに、当選者数の比率では79%になったのです。

したがって、2大政党が覇を争い、どちらがよいかを国民が選抜するという状況に向いています。

少数派政党はよほどの人気候補者でもなければ、当選できません。ですから、少数政党は、小選挙区制度に反対です。

国民の平均的な意向を反映させる選挙制度なら、大選挙区制度です。参議院の全国区がその例です。

では、なぜ小選挙区制があるかという地元の状況や意向を国政に反映させようという意図です。

そのため、地元＝都道府県ということから、現在の区割りはどうなにか小さな県にでも1区(=1人)は与えよう、ということで、これが1票の格差を生む原因となっています。

そこで、小さな県を近隣の県と合体した区割りにしようという案が現在、検討されている「0増5減」案です。

基本的には小選挙区制度の踏襲ですから、少数派政党は反対で、抜本改革を主張するのです。

従来の中選挙区制度は、大選挙区と小選挙区の妥協の産物で日本らしい制度です。4-5人の選挙区なら少数政党も多少は潜りこむことができます。

選挙制度の改革は、選挙で選ばれている議員たちは利害が相反しますから、決定できるわけがないのです。お手盛り方式です。

0増5減のような微調整でももめるのですから、抜本改革などできようはずがありません。

現在の中選挙区制度も少しは残した制度にしたのは、妥協の産物です。

全面的には中選挙区制度から、1994年1月末に成立した「政治改革関連法案」に基づく現在の制度に変更(改革)ができたかという、細川内閣のどさくさだったのです。

細川内閣の参謀役をしていた田中秀征氏が「さきがけと政権交代」(1994年4月発行)の中でこう語っています。

(それまで、反自民を政権の最大方針としていたのに)「細川政権は会期末の土壇場で、自民党と妥協して政治改革法案の成立を図った」

私は直接彼からこう聞いています。田中氏は大学時代の空手部の後輩です。

あれは細川内閣の最大の失政だ。「政治改革で自民党と妥協してはいけない。中選挙区制を残すことは絶対にしてはなりませんよ」と細川さんに厳しく釘をさしていた。

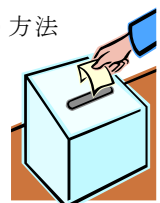
ところが自分が参加していない場で、細川さんが一晩で決めてしまった。

こういうことだったのですね。

田中秀征氏としては、小選挙区と全国区またはブロック単位の比例代表の併用を考えていたようです。

自分達の利害が相反する問題を自分達の合意で解決できるわけがないではありませんか。

では、誰だったら、あるいはどういう方法だったら変えることができるのでしょうか???



【このテーマの目的・ねらい】

目的

- 教科書検定の現状の問題点の片りんを知っていただく。
- この問題について、積極的に主張や意思表明を行っていただく。

4月20日土曜日の午後に、「新しい歴史教科書をつくる会」<http://www.tsukurukai.com/> の春のシンポジウムが開催されました。

スピーカーは、中山成彬衆議院議員、藤岡信勝教授、福地惇さん（元教科書調査官）、西村幸祐さん、杉原誠二郎さん、でした。

2千円の会費でしたが、300人は集まっていました。高齢者が多かったのですが、こういうテーマに関心がある人が多いことは、嬉しいことでした。

若者の情動・思考は学校教育で決まります。教育は教科書に基づいて実施されますから、教科書は非常に重要です。当然です。

当日の論調はこうです。

今の教科書には問題がある。さすがに、左翼偏向ということは薄らいできているが、筋が通っていない。基本理念が欠けている、愛国心や、国というものをどう考えるのかという國家観がない。

教科書が発行されるまでには、ご承知のように教科書の検定があります。その検定を担当するのは「教科書調査官」です。

教科書調査官は、大学の教授または準教授クラスの学者だそうです。専門家なのです。

教科書調査官の募集要領には、その専門能力の次に「視野が広く、人格が高潔であること」となっています。

しかし、多くの専門家を見てきた経験からすると「視野が広く」の条件は極めて高いハードルだと思います。「専門バカ」と言われる人が多いのですから。

偏った指導をして不思議ではありません。

不当な検定の例として、藤岡信勝教授が提示された資料をそのまま掲載させていただきます。

このように中国側に配慮した内容とする指導の根拠があるのです。それは「近隣諸国条項」と言われ、1982年に宮沢内閣が決めた「教科書検定基準」にある以下の内容です。

「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること」

宮沢総理は他にも失政がありますが、これはとんでもないことでしたね。

この条項を盾に、日本のためということ捨て、近隣の

国家に配慮した教科書指導になっているのです。

したがって、当日の論者すべてが、この近隣諸国条項の廃棄を訴えていました。廃棄を行おうとすると中国・韓国からたいへんなクレームが来るでしょう。難題です。

当日の数日前に、中山議員が国会で安倍総理に質問をして「この問題の改善の言質を取った」ようでした。さあ、どこまでやれるでしょう。

この日に知ったことですが、教科書調査官の他に、教科書調査官という職があって、この方々が「学習指導要領」を作られるのです。

その学習指導要領には、「愛国心を育てる」という条項があるそうです。当日の講演者のお1人が、「現在の教科書はすべて学習指導要領違反である」と言っておられました。

教科書の検定で不当な変更・削除の指導を受けた場合は、学習指導要領を盾に争えばよいのですが、そんなことをすると検定に通りませんからしぶしぶ従っているのでしょう。まづいことですね。

当日の結論の中でたいへん有意義ではないかと思ったことがありました。それは、「現在使用されている教科書の内容をすべて公開する」ことです。

そうすれば多くの国民が、学校でどんな教育・指導がされているかが分かり、改善提案もできます。

ぜひそうしてほしいですね。

自由社歴史教科書の「南京」記述に関する文科省検定経過の流れ図

(A)申請図書(白表紙本)225ページの中の記述 H22.4.21 提出

日本軍によると南京占領の際に、中国の軍民に多数の死傷者が出たことが、のちに「南京事件」として宣伝されるものになった。

文科省検定意見

南京事件について誤解するおそれのある表現である。

著者・編集者への検定趣旨の口頭説明

学界の通説に従って(南京事件)があったと書け。

第一次修正表提出

(注記削除)

第一次修正表に対する文科省とのやりとり

(著者側は史実の選択の自由を根拠に削除を主張)

教科書調査官から編集者への電話での要求①

一文の後半を削除して注記を復活せよ。

日本軍による南京占領の際に、中国の軍民に多数の死傷者が出た。

教科書調査官から編集者への電話での要求②

「南京事件」を入れよ。

日本軍による南京占領の際に、中国の軍民に多数の死傷者が出た(南京事件)。

教科書調査官から編集者への電話での要求③

「中国の軍民に多数の死傷者が出た」の主語として、直前に「日本軍によって」を入れよ。

(B)最終修正表提出=検定済み供給本 H24.4 から学校で使用開始

南京占領の際に、日本軍によって、中国の軍民に多数の死傷者が出た(南京事件)。